

# 「仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム」規約

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、仙台港周辺地域を、発信力のある賑わい拠点とすべく、官民連携による賑わいづくりと継続的な発展の実現に資する活動を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 一 主催事業(イベント等)の企画と実施
- 二 仙台港周辺地域に関連した他事業(イベント等)との連絡窓口
- 三 インバウンドの受入に関する検討と他団体等との連携
- 四 仙台港周辺地域のまちづくりに関する検討
- 五 その他仙台港周辺地域の賑わいづくりと継続的な発展の実現に資する活動

## 第二章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員
  - ①仙台港周辺地域の立地企業及びその関連会社
  - ②仙台港周辺地域の賑わい創出に関心を有する企業等
- 二 特別会員  
本会の趣旨に賛同し、事業の実施に協力する団体、公的機関等

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、正会員の推薦を得た上で入会申込書を提出するものとする。

2 入会申込書は事務局で受け付け、第9条に規定する共同代表全員の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 会員は、以下の場合は退会するものとする。

- 一 退会を届け出たとき

- 二 会員が解散したときは退会したものとみなす
- 三 第7条による除名の決議を受けたとき

(除名)

第7条 会員が、次の各号の一に該当する場合、総会において正会員及び特別会員（以下「会員等」という。）現在数の3分の2以上の決議により、除名することができる。

- 一 本会の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、あるいは会員として不相当と認めたとき
- 二 第8条で定めた会費を1年以上納入しないとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、年会費として5万円を納入しなければならない。

2 事業年度の途中に本会に入会する正会員は、入会后1ヶ月以内に年会費全額を支払うものとする。

3 既に納入された年会費およびその他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

### 第三章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 一 共同代表 3名以内
- 二 監事 1名

(選任)

第10条 共同代表及び監事は正会員の中から総会で選任する。

2 共同代表及び監事は相互に兼ねることはできない。

(職務)

第11条 共同代表は、それぞれ本会を代表する。

2 共同代表は、共同代表会を構成し、本会の業務の執行を決定する。

3 監事は、本会の会計を監査し、出納を管理する。

(任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員任期が満了しても、後継者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 役員が任期途中で退任した場合は後任を置くものとする。ただし、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員に対する報酬)

第13条 役員には、報酬の支給及び活動に要する費用の弁償は行わない。

## 第四章 総 会

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、開催時期は、共同代表会において定める。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

- 一 共同代表の過半数が必要と認めたとき
- 二 会員等現在数の3分の2以上の請求があったとき

(議長)

第15条 総会の議長は、共同代表の中から互選により選出する。

(議決)

第16条 総会は会員等によって構成され、その総数の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。

2 総会の議事は、出席した会員等の過半数をもって決する。

3 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議決事項)

第17条 次の事項は、総会の議決を必要とする。

- 一 規約の変更
- 二 共同代表・監事の選任及び解任
- 三 解散及び残余財産処分の方法
- 四 会員の除名

(議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会員等の数及び出席した会員等の数
- 三 議事の経過の概要
- 四 議決事項

2 議事録は、議長が指名する議事録署名人が記名押印し、保存する。

## 第五章 共同代表会

(共同代表会)

第19条 共同代表会は、共同代表が必要と認めた時に開催する。

2 共同代表会は、共同代表の過半数の出席を必要とする。

(議長)

第20条 共同代表会の議長は、共同代表の中から互選により選出する。

(議決)

第21条 共同代表会の議事は、出席した共同代表の過半数をもって決する。

(議決事項)

第22条 共同代表会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び予算
- 二 事業報告及び決算
- 三 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 四 この規約に定める事項のほか、会務の執行に関する事項

2 議長は、共同代表会において前項第一号及び第二号を議決したときは、遅滞なく総会に報告するものとする。

(議事録)

第23条 共同代表会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 共同代表の数及び出席した共同代表の数
- 三 議事の経過の概要
- 四 議決事項

2 議事録は、議長が指名する議事録署名人が記名押印し、保存する。

## 第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第24条 本規約は、総会において会員等現在数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第25条 本会は、総会の議決により解散する。

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会において会員等現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第26条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において会員等現在数の3分の2以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第七章 分科会及び事務局

(分科会)

第27条 本会に分野ごとの専門的な検討を行う分科会を置くことができる。

2 分科会の所掌事務は、共同代表会が定める。

3 分科会に属す正会員及び特別会員は、共同代表会の議長が指名する。

4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する正会員及び特別会員のうちから互選により選任された者が、その職務を代理する。

(事務局)

第28条 本会の事務処理のため、事務局を置く。

2 事務局は共同代表会の下に置き、共同代表会の決定に基づき運営する。

## 第八章 予算及び決算

(収入及び支出)

第29条 本会の収入は、会費及びその他の収入からなり、これを本会の活動経費にあてる。

(収支の管理)

第30条 本会の収支は、事務局が管理し、その方法は共同代表会と事務局にて定める。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに事務局が作成し、共同代表会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び収支計算書等は、毎事業年度ごとに事務局が作成し、監事の監査を経て、共同代表会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(細則)

第34条 この規約に定める他、本会の業務の運営上必要な細則は、共同代表会の議決により、別に定める。

附則

この規約は、平成29年4月12日から施行する。

## 仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム（入会申込書）

平成 年 月 日

「仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム」の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

ふりがな	ふりがな
(企業名)	(代表者名)
(所在地) 〒	(tel)
	(fax)
(ホームページアドレス・E-mail アドレス)	
(本会との連絡担当部署) 部課・役職	担当者名 (ふりがな)
(連絡担当者所在地【上記と異なる場合】)	
(設立年月日)	(資本金)
入会登録希望年月 年 月 日	
入会に当たっての希望 (本会に望むことなど、ご自由にお書き下さい。)	

本申込書は記載された情報内容は、目的以外には使用しません。

以下は、ご記入の必要はありません。

入会承認 平成 年 月 日	登録番号 号
---------------	--------

仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム 組織体制 概念図

